

事務連絡
令和4年4月28日

各〔都道府県
市町村
特別区〕衛生主管部（局）御中

厚生労働省健康局健康課予防接種室

職域における新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る
完了登録等に向けた作業について

予防接種行政につきましては、日頃よりご理解とご協力を賜り厚く御礼申し上げます。

令和4年4月27日に開催された第32回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会（以下「分科会」という。）において、特例臨時接種として新型コロナウイルス感染症に係るワクチン（以下「新型コロナワクチン」という。）の更なる追加接種（以下「4回目接種」という。）を実施することが了承されるとともに、4回目接種の対象者等についても方針が取りまとめられました。

これを受け、「新型コロナワクチン追加接種（4回目接種）の体制確保について（その2）」（令和4年4月28日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において、各都道府県及び市町村（特別区を含む。以下同じ。）に対し、分科会での議論を踏まえた4回目接種の方針等をお示しするとともに、接種体制の準備を更に進めていただくようご連絡をしているところです。

今般の4回目接種の方針については、現時点での情報を踏まえたものであり、今後の検討状況により変更する可能性があります。このような状況を踏まえ、下記について企業や大学等にお知らせする予定です。貴職におかれましても御了知の上、貴管内で職域における新型コロナワクチンの追加接種（3回目接種。以下「3回目接種」という。）を実施している医療機関及び関係団体に周知いただきますよう、よろしくお願いいたします。

記

1 接種対象者について

4回目接種の対象者については、現時点で得られている科学的知見等により、3回目接種の完了から5か月以上が経過した60歳以上の者及び18歳以上60歳未満の者のうち、基礎疾患を有する者その他新型コロナウイルス感染症にかかった場合

の重症化リスクが高いと医師が認める者とするのが適当であるとされた。

加えて、分科会では、4回目接種について、上記の4回目接種対象者のうち60歳未満の者については、予防接種法（昭和23年法律第68号）第9条に規定する努力義務を適用しないこととするのが適当であるとされたこと。

2 職域における3回目接種に係る完了登録等に向けた作業の取扱いについて

「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る完了登録等に向けた作業の保留について」（令和4年3月29日付け厚生労働省健康局健康課予防接種室事務連絡）において作業を保留いただいた、職域における3回目接種に係る完了登録等については、「新型コロナワクチン追加接種（3回目接種）に係る職域接種の廃棄報告及び完了登録等の取扱いについて（協力依頼）」（令和4年3月9日付け厚生労働省健康局予防接種室事務連絡）に記載の手続きに則り、職域における3回目接種を実施している企業や大学等において適切に作業を進めていただくこと。